

内子町鳥獣害防止総合対策協議会郵便入札心得（物品）

（目的）

- 1 この心得は、内子町鳥獣害防止総合対策協議会の入札に郵便で参加しようとするものが守らなければならない事項を定めるものとする。

（入札の参加及び辞退）

- 2 入札参加者は、指定した入札書到着期日までに郵送または持参により提出すること。入札を辞退する場合は、「入札辞退届」を入札執行日の前日までに入札担当課に提出すること。

（郵便入札）

- 3 郵便により入札へ参加しようとする場合は、次の方法により行わなければならない。
 - (1) 入札書に記名押印の上、申し込まなければならない。
 - (2) 入札書に記載する日付は、申込日とすること。
 - (3) 入札書は、封かんしなければならない。封筒は別紙1のとおりとし、封筒の表に会社の所在地、会社名、代表者名、入札結果連絡先を記入し、押印（裏面割印）しなければならない。
 - (4) 入札書を封かんした入札書封筒を表封筒（別紙2のとおり。以下「封書」という。）に入れ、内子町鳥獣害防止総合対策協議会宛に書留郵便、簡易書留郵便、特定記録郵便のいずれかで提出しなければならない。

（公正な入札の確保）

- 4 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（消費税および地方消費税に伴う入札金額の記載方法）

- 5 入札金額には、消費税および地方消費税相当額を加算しない金額を記載しなければならない。（消費税課税業者、免税業者を問わない。）なお、契約金額は、入札金額に100分の10に相当する額を加算した金額（加算金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）となる。

（入札書の数字および記載事項の訂正）

- 6 入札書に記載する数字は、アラビア数字を用い、数字の前には¥（円記号）を記入すること。
また、記載事項を訂正する場合は、2本線を引き上部に正書のうへ押印すること。ただし、入札金額の訂正はできない。

（入札書の引替え等の禁止）

- 7 提出された入札書は、引替えまたは、変更、もしくは取り消しをすることができない。

（入札及び改札の執行）

- 8 郵便で参加した入札者の開札は、入札執行の日時及び場所において、町及び県の職員立会により執行する。また、入札者で立会を希望する場合は、立会することができる。

（入札等の禁止）

- 9 入札執行者は、必要と認めるときは、入札の執行を中止し、若しくは取消し、又は入札日時を延期することができる。この場合において、入札執行者は入札者の損害に対しその責を負わない。

(入札の無効)

10 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者が入札したとき
- (2) 入札者が同一入札に対して2以上をしたとき
- (3) 入札者が他の入札者の代理をして入札したとき
- (4) 入札者が連合して入札したと明らかに認められたとき
- (5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたと明らかに認められたとき
- (6) 入札書の金額、記名、押印その他必要事項を確認できないとき
- (7) 入札者の代理権限のない者が入札したとき
- (8) 入札者が入札金額を訂正した入札をしたとき

(落札者の決定)

11 入札者中予定価格以内で、最低価格の入札をした者を落札者とする。

(くじによる落札者の決定)

12 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上であるときは、直ちにくじで落札者を決定するものとする。

(入札回数)

13 入札回数は、1回を限度とするが、1回で落札しない場合において、予定価格と入札価格との差が僅少のときは、見積もりに移行するものとする。

(結果連絡)

14 郵便入札参加者には、電話、FAXまたは電子メールで入札結果を連絡するものとする。

(契約の締結)

15 落札者は、落札の通知を受けた日から7日以内に発注者が交付した契約書に記名・押印のうえ、協議会長又はその代理人に提出しなければ無効とする。ただし、落札者において、やむを得ない理由があるときは、その期間の延長を求めることができる。

(異議の申立て)

16 入札者は、入札後、内子町契約に関する規則・設計書・仕様書・図面・契約条項・現場等について
の不明を理由として異議を申し立てることはできない。